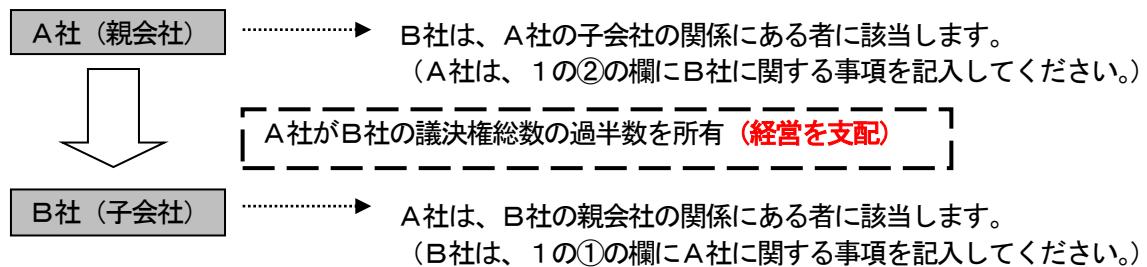


(別紙) 資本的関係又は人的関係に関する申告書 記入上の注意事項

I 1の①及び②に規定する「親会社」又は「子会社」の関係にある者とは、次のような場合をいいます。

(1) 一方の会社A^{※1、※2}が他方の会社Bの議決権総数の過半数を所有している関係

(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)

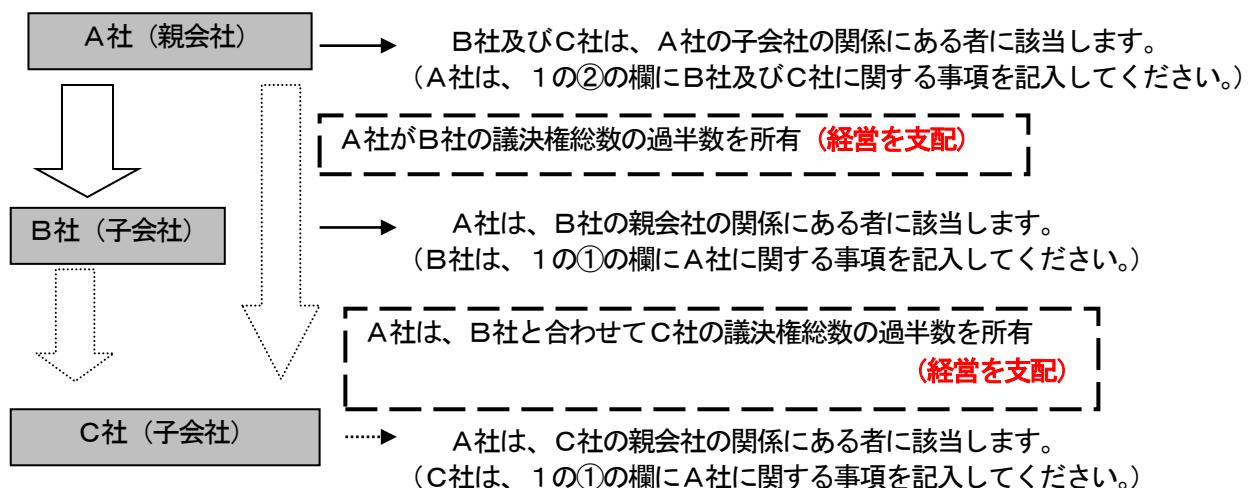


※1 A社が個人事業者である場合は、その個人事業主を含みます。

※2 A社の役員がB社の議決権総数の過半数（複数の役員で所有している場合には、その合計が過半数となるときを含みます。）を所有している場合を含みます。

(2) 一方の会社Aが、(1)の子会社の関係にあるB社が所有する議決権の総数と合わせて、他方の会社Cの議決権の総数の過半数を所有している関係

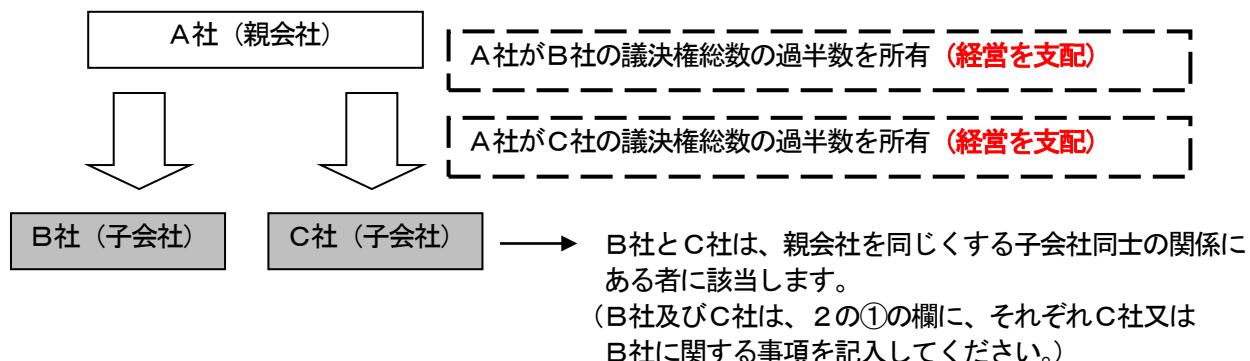
(A社、B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)



II 2の①に規定する「親会社を同じくする子会社同士の関係」とは、次のような場合をいいます。

B社の議決権総数の過半数を所有している会社と、C社の議決権総数の過半数を所有している会社が、いずれもA社^{※3}である場合におけるB社とC社の関係 **(B社及びC社は、同一の入札に参加できません。)**

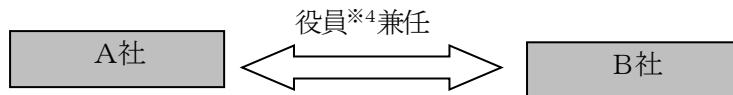
A社とB社及びC社の関係は、I (1) の親会社・子会社の関係に該当します。



※3 親会社のA社は、敦賀市の競争入札参加資格の有無、建設業等の許可の有無及び法人格の有無を問いません。

III 3に規定する「人的関係」のある者とは、次のような場合をいいます。

(A社とB社は、同一の入札に参加できません。)



一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

※4 「役員」とは次に掲げる者をいいます。

- ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ア 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - イ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ウ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - エ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務の執行しないこととされている取締役
- ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- ③ 持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員
- ④ 組合の理事
- ⑤ その他業務を執行するものであって、①～④にまでに掲げる者に準ずる者
- ⑥ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により裁判所に選任された管財人
- ⑦ 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

※ 申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記の「役員」に該当する場合のみ、記入の対象となります。

※ 「監査役」、「会計参与」、「執行役員」、「社外取締役」は役員に該当しない。

特に指名委員会等設置会社の「執行役（役員）」と「執行役員（役員でない）」は異なりますので、注意してください。